

第2編

基本計画

第1部

まちづくりの
推進のために

[基本構想に向けての基本計画の展開]

まちづくりの課題

新たな時代動向への対応

- (1) 人口減少社会と少子・高齢化社会
- (2) 地球と地域の環境保全
- (3) 低炭素社会化とエコ・コンパクトシティ
- (4) 共に支えあい安心して暮らせる地域社会
- (5) 経済・雇用状況の変化
- (6) 情報通信技術の高度化
- (7) 市町村民自治

広域的動向による課題

- (1) 国土形成計画
- (2) 広域交通網整備に伴う課題
- (3) 中高層建築物の再開発
- (4) 「歴史街道」計画と天王山周辺地域の
保全・整備
- (5) 淀川に係る広域計画
——淀川水系河川整備計画

町民参加による課題

- (1) 住民アンケート調査による課題
- (2) 住民懇談会等による課題

大山崎町の地域特性

大山崎町行政各分野の現況と課題

基本構想

天王山・淀川
歴史と文化
うるおいのあるまち
おおやまざき

1. 多様な主体の参加・協働
によるまちづくり
2. 環境との共生を志向する、
快適でうるおいのある生活
環境づくり
3. 三世代定住化に向けての
体系的で安全な都市・生活
基盤づくり
4. まちの持続可能な発展を
ささえる、心ある産業づくり
5. 笑顔とふれあいのある
健康福祉のまちづくり
6. 地域に学び、個性ゆたかな
文化を育む生涯学習のまち
づくり

将来人口フレーム 19,000人[※]

土地利用構想

施策展開の基本テーマ

重点プロジェクト

- (1) 町民参加・協働のしくみづくり
- (2) 町民に開かれた行政
- (3) 行政組織の変革と再生

- (1) 自然環境の保全・再生・活用
- (2) 天王山の水土保全林化と地下水の活用
- (3) 快適でうるおいのある生活環境の創出
- (4) 環境にやさしい生活・社会づくり

- (1) 広域交通網整備への対応
- (2) 生活交通環境の整備
- (3) 広域交通網の整備に伴う開発動向への対応
- (4) 水道事業経営の健全化
- (5) 安全で安心できる都市環境の整備

- (1) 農地・農業を活かしたまちづくり
- (2) 地域ニーズに応える商業・サービス業の振興
- (3) 広域交通網整備による観光の振興
- (4) 環境に配慮した産業づくり

- (1) 生涯にわたる健康づくりと介護予防
- (2) いきいきと、安心してくらす高齢社会づくり
- (3) 共助による地域福祉の充実

- (1) 団塊の世代等の地域社会への参加
- (2) 子どもを健全に育む教育・学習環境づくり
- (3) 自然や歴史と共生する
個性ゆたかな地域文化の創出
- (4) スポーツによる地域の活性化

1. 町民と行政の協働のしくみづくり

2. 子どもも高齢者も
安心して暮らせるまちづくり

3. 広域交通網整備に対応する
生活基盤づくり

4. 子どもたちに継承する
自然と歴史の保全・再生

5. 観光の振興によるまちおこし

※第3期基本計画の改訂と合わせて、基本構想の将来人口フレームの見直しを行いました。これについては、150頁の基本構想に記載しています。（将来人口フレームとは、将来の望ましい姿を設定する基本構想の一環として、将来人口推計をふまえて人口の枠組みとして設定するものです）

大山崎町の将来像に向けて、次の5つの重点プロジェクト^{*}を設定します。

重点プロジェクト・1

町民と行政の協働のしくみづくり

本町のまちづくりを進めるにあたって、多様な主体の積極的な参加に向けて、町民と行政の協働^{*}のまちづくりを進めるためのしくみづくりに取り組みます。

1 町行政組織の変革と再生<p 60-2>

組織・機構のスリム化・効率化や人事制度の継続的見直し、及び地域に直接的に関わりながら施策対応するプロジェクト推進力の強化などに取り組みます。

2 広報・広聴機能の充実<p 58-2, 3>

広報誌、ホームページ、出前講座などの広報の充実や、広聴機会の拡充と住民相談業務の充実を図ります。

3 行政の情報公開の推進<p 58-1>

情報公開のより充実した体制づくり、適正な情報の保存・管理、個人情報^{*}の適切な取り扱いのもとでの積極的な情報公開を図ります。

4 町民の計画・施策立案への参加機会の拡大<p 55-1>

計画・施策立案への町民参画を推進するとともに、町民による事業の提案制度を検討します。

5 協働自治センター(仮称)開設の検討<p 55-2>

NPO、ボランティアグループ、町内会・自治会、まちづくりの人材などの活動や交流を支援し、町民と行政とのコミュニケーションを促進する協働自治センター(仮称)開設を検討します。

6 コミュニティの共助の活発化<p 55-3>

町内会・自治会の自主防災計画づくり、自主防犯計画づくり、地域ネットワークづくりなどを支援します。

さらに、各町内会・自治会の連携を促進し、コミュニティ^{*}のその他の共助を支援するとともに、集会場所の確保を検討します。

7 新しい共助のしくみづくりの検討<p 55-4>

人々が地域社会で役割をもち、互いに生活を支えあうことができるよう、ボランティア・ポイント制度^{*}や地域貨幣^{*}等による新しい共助のしくみ^{*}を検討します。

プロジェクト

研究や開発の目的を達成するための計画で、多様化、複雑化、細分化が進む現代の社会的状況において、目的とかがわるあらゆる領域のことを統合する性格をもちます。

協働

地域がかかえる課題に対し、地域を構成する多様な主体で、共通の目的に向けて、お互い助け合い、協力し合ってこれに取り組むことです。今日の時代の要請として、個々人による利益追求社会から協働社会への転換が求められています。

出前講座

町職員が地域に出向いて、町の施策を説明する制度の1つです。

コミュニティ

地域社会において、住民の帰属意識や住民相互に連帯意識がみられる生活共同体のことです。

ボランティア・ポイント制度、地域貨幣

ボランティア・ポイント制度は、ボランティア活動の参加者がポイントを受け取り、このポイントによってさまざまな特典が得られるようにする制度です。ポイントを地域内で使える貨幣の機能をもたせたものが地域貨幣です。

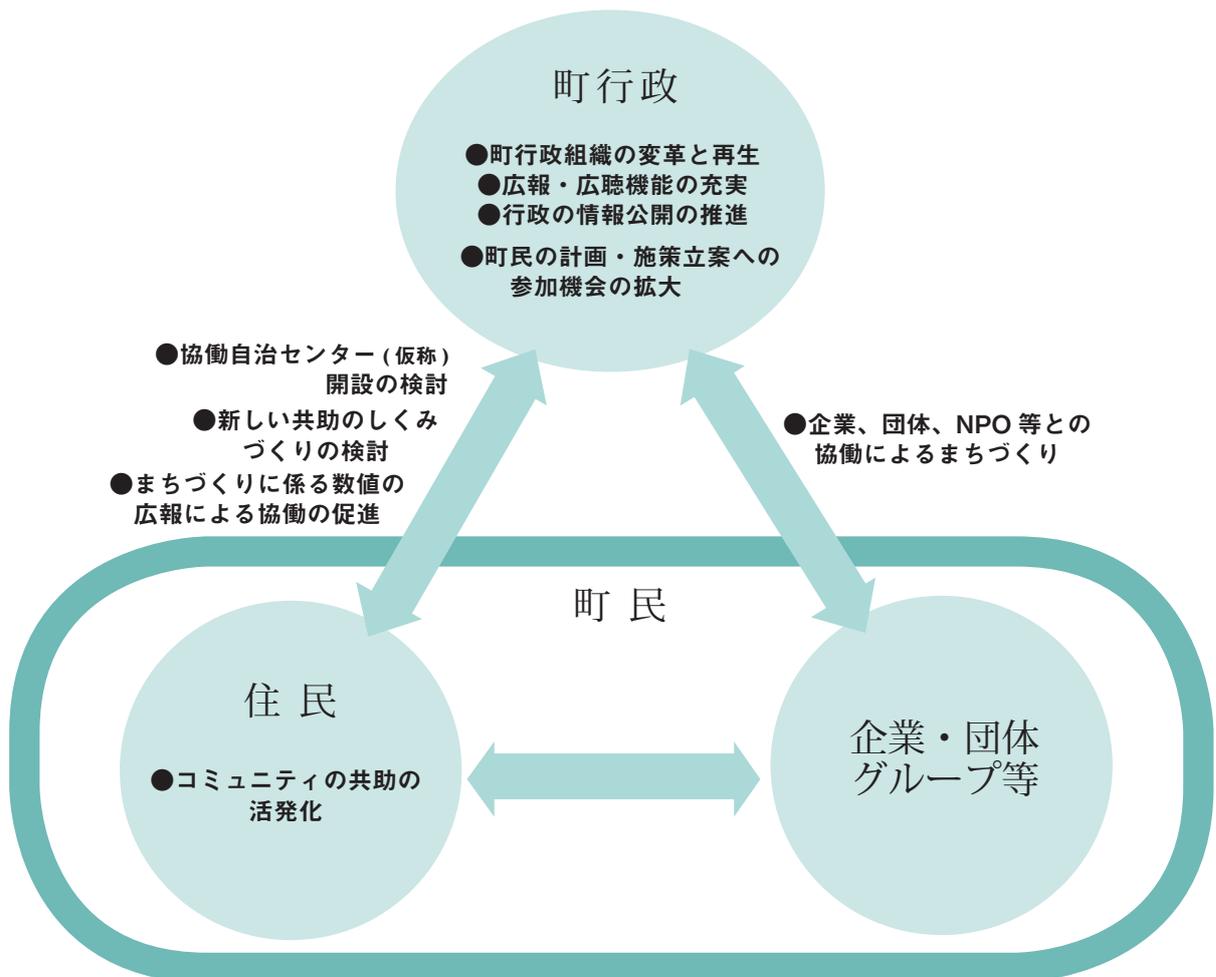
8 企業、団体、NPO等との協働のまちづくり <p 55-5 >

まちづくり活動団体、大学、NPO、企業等との協働のまちづくり、民間主体の能力・資金の活用によるまちづくり、地域の課題に応える起業の支援・育成などに取り組みます。

9 まちづくりに係る数値の広報による協働の促進 <p 56-7 >

住民の協働により地域の公益が増すまちづくりに係る数値を広報し、より多くの参加・協力につなげます。

図表 16 「町民と行政の協働のしくみづくり」重点施策の構成図



重点プロジェクト・2

子どもも高齢者も安心して暮らせるまちづくり

山・河川・田園などの恵まれた自然環境を生かしながら、若年世代の定住と子どもがすこやかに育つまちづくり、並びに高齢者にやさしく、高齢者がいきいきと活躍できるまちづくりに向けて、次のような重点施策に取り組みます。

1 乳幼児の保育の充実<p 123-1>

- ① 多様な保育サービスと保育内容の拡充
- ② 地域との連携の強化
- ③ 保育へ的高齢者の参加
- ④ 自然環境を生かした保育の充実
- ⑤ 保育所運営の適正化

2 児童の健全育成<p 124-2>

- ① 地域がつながる子育て支援の輪づくり
- ② 子育ての「安心」相談体制の整備
- ③ 子育て支援センター「ゆめほっぺ」の充実
- ④ 児童虐待の防止
- ⑤ 児童の健全育成へ的高齢者の参加
- ⑥ その他の子育て支援施策(おおやまご“きっず”いきいきプラン)の推進

3 保幼小連携、小中連携の推進<p 136-3, p 137-4>

保育所・幼稚園・小学校の連携、及び、小学校と中学校の連携による総合的な教育への取り組みを図ります。

4 ゆたかな自然を生かした体験学習や親子活動等の支援<p 140-3 ①>

ゆたかな自然を生かした子どもたちの体験学習、親子活動等を支援します。

5 子どもたちの通学等安全対策<p 137-7>

地域ぐるみで子どもたちの安全な通学・教育環境の確保を図ります。

6 ボランティア体験学習の活発化<p 133-2 ③>

環境保全、防災、防犯、福祉、介護、伝統文化などのライフステージに応じたボランティア体験学習を促します。

7 生涯学習のテーマや講師等の提案事業の創設<p 132-1 ①>

協働のまちづくりに向けて、生涯学習の講座のテーマや講師等を提案する事業の創設を検討します。

8 生涯学習指導者の発掘と活用及び学社融合^{*}の推進<p 133-2 ②, p 140-4>

地域の人々を指導者として発掘・活用し、学社融合の推進等にも活用します。

学社融合

学校教育と社会教育が、人材や施設等教育資源を提供しあう学社連携をさらに進め、教育・学習活動に一体となって取り組むことです。

9 高齢者等の地域社会への参加の促進<p 120-6>

地域に活力を生む高齢者の活動の支援、交流と社会参加の促進、高齢者の雇用・就業対策等を促進します。

10 新しい共助のしくみづくりの検討<p 55-4, p 121-6④>

地域で互いに生活を支えあうため、ボランティア・ポイント制度や地域貨幣等による新しい共助のしくみづくりを検討します。

11 自主防犯・自主防災の支援<p 97-1③, p 96-3④>

町内会・自治会等による自主防犯計画・活動及び自主防災計画・組織づくり等を支援します。

12 地域福祉のまちづくりの推進<p 126-1>

ボランティア活動の充実、地域ネットワークづくり等地域福祉活動の充実、地域福祉の推進体制づくりなど、地域福祉のまちづくりを進めます。

13 地域ケア体制の拡充<p 121-7>

保健・医療・福祉の施策・サービスが連携しあう総合的ケアシステムの充実と、医療におけるケア体制の拡充を図ります。また、地域包括支援センターを核とする介護の総合的な相談・支援、介護サービス機関の連絡支援体制の充実を図ります。

14 高齢者の健康づくり、介護予防の推進<p 119-2, p 120-3>

高齢者の健康づくり、病気を予防するライフスタイルの学習・修得の支援、地域ぐるみでの健康づくりの普及・啓発などを進めます。また、介護予防の早期対策、介護予防プログラムや介護予防体操などの普及の支援を進めます。

15 介護保険制度の着実な実施<p 120-4>

新たなサービス体系の確立、介護サービス基盤整備の計画的推進、介護事業サービスの質の向上、自立支援・生活支援サービスの充実などを図ります。

16 高齢者に配慮したまちづくりの推進<p 121-9>

高齢者の安全な生活環境づくり、高齢者向け住宅への支援、誰もが安全・快適に移動できるバリアフリー^{*}の公共施設・歩行環境の確保、高齢者に配慮した公園、緑地、散歩道の確保などを進めます。

17 高齢者等にやさしい交通体系・交通手段の確保<p 88-4, p 121-9>

高齢者等の生活圈や移動ニーズに対応したバスの利便性の向上を図るとともに、高齢者等の交通手段の確保を検討します。

18 大山崎町バリアフリー基本構想の推進 <p 88-5 >

大山崎町バリアフリー基本構想を進めます。

バリアフリー（ユニバーサルデザイン）

高齢者や障害者等が不便を感じないで日常生活ができるよう、障壁（バリア）となってしまう要因を取り除くという意味で使用されます。また、ユニバーサルデザインとは、設計の段階から誰もが利用可能であるようにデザインすることです。

重点プロジェクト・3

広域交通網整備に対応する生活基盤づくり

大山崎JCT・ICの整備に加えて、京都第二外環状道路とその側道及び長岡京IC（仮称）の整備、さらに阪急京都線の新駅が京都第二外環状道路との結節点に、平成24年度末完成を目標に事業化されており、これらの広域交通網整備に伴う変化や想定される問題・課題について、国・府・関係諸機関に対応を要望していくとともに、広域交通網整備を本町の生活基盤づくり等に活かす重点施策に取り組みます。

[広域幹線道路整備に伴う国・府・関係諸機関への主な要望]

- 1 高規格幹線道路整備に伴う町税減収の補填措置
- 2 環境基準の完全達成に向けての環境改善
- 3 緩衝地帯の確保・緑化等の整備
- 4 京都第二外環状道路側道及び「川の辺の道」の早期整備
- 5 高架下利用に対する優先措置
- 6 大山崎JCT・IC整備と連携した形での国営淀川河川公園の整備
- 7 救急・救助体制の整備・充実

[本町の生活基盤づくりに活かす主な施策]

8 広域交通網整備に対応した道路交通体系の構築<p 87-1 ①>

歩行者と自転車利用者等の生活交通の安全性・利便性の向上や地域コミュニティの保全に向けて、通過交通の抑制、生活道路の規制速度の見直し、マイカーから公共交通利用への移行促進など、地域の今後の道路交通環境の課題に対し最も効果的な方策を検討し、新たな道路交通体系の構築を図ります。

9 バス会社との連携によるバス交通の利便性の向上の検討と高齢者等にやさしい交通手段の確保<p 88-3 ①,4 >

町民の公共交通ニーズを把握し、バス会社等公共交通と連携し、運行ルート、運行時間等を検討します。また、高齢者等の生活圈や公共交通ニーズに対応した交通手段の確保を検討します。

10 大山崎町バリアフリー基本構想の推進<p 88-5 >

大山崎町バリアフリー基本構想を進めます。

11 円明寺が丘団地等の建替え等の支援策の検討<p 85-2③>

阪急新駅の設置に伴う住宅・宅地需要の高まりを活用し、集合住宅の建替えに関する事例や手法の検討を進め、居住者の意向にもとづく支援策を検討します。

高齢者に配慮したバリアフリーの環境にやさしい再開発を検討します。

12 広域交通網整備に対応する良好な市街地の形成<p 85-2②>

農地・山林等を乱開発から保全し、自然環境との調和のとれた市街地形成を図ります。ゆとりある良好な宅地供給に向けて、都市計画の見直しを進めます。

13 市街化区域内農地の保全・活用<p 69-6, p 85-2④, p 100-1①, p 101-3>

市街化区域内農地については、農地の保全・活用の相談機能の充実を図り、宅地化する意向のある農地は、計画的対応を図ります。

14 大山崎JCT・IC周辺の拠点形成<p 84-1③>

大山崎JCT・IC周辺での乙訓・京都市への地域個性ゆたかなエントランス機能の整備と、本町の地域ニーズに合った都市機能の導入を図ります。

15 企業の工業系用途地域への立地誘導<p 108-1>

大山崎JCT・ICの開設を活かし、工業系用途地域に、経済構造の変化に柔軟に対応できる分野の、環境への配慮責任をもつ企業の導入を図ります。

重点プロジェクト・4

子どもたちに継承する自然と歴史の保全・再生

地球と地域での環境保全を進める必要性が高まるなか、広域交通網整備等に伴う住宅開発圧力が高まっているため、ゆたかな自然と歴史を保全・再生し、次世代に継承することができるよう、次のような重点施策に取り組みます。

1 天王山の保全と活用<p 69-2>

天王山周辺森林整備推進協議会等と連携し、放置・荒廃竹林の水土保全林化と地下水の保全・活用を検討します。

2 河川空間の保全と活用<p 69-3>

河川等の空間は、親水・防災等の機能に加え、うるおいのある生活環境や地域文化を育む場としての空間づくりを進めます。

河川水質の改善、美化の啓発、不法投棄の監視、住民ボランティアによる清掃活動の支援等河川環境の保全に努めます。

3 多様な生物の生息環境の保全と希少な生き物の保護<p 69-4>

森林や河川の自然生態系の保全・回復を図り、多様な生き物の生息・生育の場づくりや希少な生き物の保護に努めます。

4 住民参加の都市公園の整備・充実<p 73-2>

国営淀川河川公園整備計画及び「川の辺の道づくり」に、住民と町のニーズ・要望をとりまとめ、参画します。

桂川河川敷公園は、国営淀川河川公園と連携する自然共生型の公園になるように図ります。また、町内会・自治会の提案による住民参加の街区・近隣公園の整備などを進めます。

5 農地・農業を活かしたまちづくりの推進<p 101-3>

町行政の各分野と連携し、農地・農業を活かしたまちづくりを推進します。

6 ふれあい農業と地産地消の推進<p 101-2⑥>

朝市等、ふれあい農業を推進するとともに、学校、保育園、福祉施設等での地元の農産物等の利用を促進します。

7 地産地消のための商業の活発化<p 103-3>

新鮮で、安全な農産物を、規格外でも取り扱う商業の活発化を図り、地域食材の利用を促すよう、地産地消推進店(仮称)の認定を検討します。

8 緑地のネットワーク化<p 73-4②>

天王山・淀川(桂川)河川敷・小泉川・田園地区等の緑地をつなぐ、回遊性のある緑地ネットワーク(大山崎散策回廊)の整備を町民参加により進めます。

9 緑の環境を保全して育てる条例の検討<p 69-5>

緑地の保全に配慮する開発に向けて、緑の環境を保全し育てる条例の制定を検討します。

10 ゆたかな自然を生かした体験学習や親子活動の支援<140-3①>

ゆたかな自然を生かした子どもたちの体験学習や親子活動等を支援します。

11 環境に配慮した事業・生活や循環型社会の推進<p 77-1>

再生可能・持続可能なエネルギーへの転換について学習・教育し、環境に配慮した事業・生活や循環型社会を推進します。

重点プロジェクト・5

観光の振興によるまちおこし

広域交通網の整備や阪急新駅の設置等と関連して進んでいる広域観光計画等と連携し、本町の豊富な観光資源の活用を図ります。このため、観光情報発信力を強化し、パブリシティの機会を活用し、歴史学習のフィールド、古都京都の周辺観光名所、鉄道駅からすぐにハイキングができる名所として観光の振興を図るよう、次のような重点施策に取り組みます。

1 広域観光計画を活用する町観光計画の検討<p 105-1>

広域交通網の整備をふまえて、広域観光計画と連携しながら本町の観光資源を十分に活かせる観光計画を検討し、広域観光計画への反映を図ります。

阪急大山崎駅、JR山崎駅、阪急新駅を結ぶ観光コースの整備を検討します。

2 「淀川三川合流域地域づくり構想」との連携<p 73-2②, p 106-3>

「淀川三川合流域地域づくり構想」の、和歌に詠まれ、古戦場（山崎の合戦）ともなった歴史文化を楽しめる散策路づくりを、淀川三川合流域地域づくり推進協議会と連携して検討します。

3 天王山とその周辺の整備<p 69-2, p 105-2①>

天王山は、将来的に、自然や歴史史跡に親しみながら体験学習ができる空間にするため、国・府・町が一体となって取り組むように図ります。また、京都府が天王山に検討する生涯学習施設の整備を要請します。

鉄道駅周辺は、住民と事業者の協力のもとに歴史文化の薫り高い地域個性ゆたかな空間づくりを図ります。

天王山周辺の社寺や美術館等と連携し、自然・歴史・文化財等を活かしたみちづくりを図るとともに「聖天さんの花見」の復活を検討します。また、行政、寺社、事業者、地権者、地域住民、ボランティア、学識経験者等が連携・協働して、自然と歴史の保全と観光・レクリエーション機能の充実を図ります。

4 天王山とその周辺の歴史学習の場としての活用<p 105-2②, p 146-3①>

天王山とその周辺について、歴史資料館をコア施設とする地域に学ぶエコミュージアムづくりを進め、ボランティアガイドの会等と連携して、天王山を小中学生の歴史学習・校外学習や修学旅行の班別自主研修のフィールドとするよう図ります。

5 歴史遺産を活かしたまちづくりの推進<p 56-6, p 103-5, p 105-2①, p 132-1⑤, p 146-3①>

個性ゆたかな地域文化の創出に向けて、歴史遺産を観光や地場産業に活用するよう図り、地域の祭り等の伝統行事、歴史遺産を活用したイベントによるまちの活性化を検討します。また、商店や住民等の協力のもとに、歴史文化ゆたかな空間の創出を支援します。

『国民文化祭・京都 2011』の「戦国大茶会と灯明アート」をまちづくりに活用します。

エゴマ油復活プロジェクトを発展させ、住民協働による体験学習機会の提供を進めます。

6 観光レクリエーションの推進体制と情報発信力の強化<p 106-4>

行政と観光関係主体が協働で、観光レクリエーションの情報発信力の強化を図ります。また、インターネットを活用するとともに、情報発信のネットワークづくりを進めます。

観光案内所の設置も検討します。

7 観光レクリエーション関連産業の育成<p 106-5>

商工会と連携して、観光客のニーズが高い食事処、喫茶店、土産店などの起業・誘致を図ります。また、町の地域特性を活かし、農業や地場産業と連携した体験型観光レクリエーション、特産品・土産品等ふるさと産品づくりの振興を図ります。

エコミュージアムづくり
地域の自然、歴史、文化財などを本来ある場所で保全し、地域の案内機能をもつコア施設と有機的につなぎ、地域をミュージアムとして機能させることです。

重点プロジェクト

5

観光の振興によるまちおこし

広域観光計画や京都府と連携した観光と歴史学習の場づくり
観光情報発信力の強化による広域交通網整備に伴うPR 機会の活用

5-6 観光レクリエーションの
推進体制と情報発信力の強化

5-7 観光レクリエーション関連
産業の育成

5-5 歴史遺産を活かしたまち
づくりの推進

5-4 天王山とその周辺の
歴史学習の場としての活用

5-3 天王山とその周辺の整備

5-1 広域観光計画を活用する
町観光計画の検討

5-2 「淀川三川合流域地域づくり
構想」との連携

地域個性の活用

D ゆたかな自然を生かした子育ての場や高齢者の憩いの場づくり

4-1 天王山の保全と活用
(放置・荒廃竹林の水土保全林化と
地下水の活用)

4-10 ゆたかな自然を生かした体験
学習や親子活動の支援

4-2 河川空間の保全と活用

4-8 緑地のネットワーク化
「大山崎散策回廊」

4-3 多様な生物の生息環境の
保全と稀少な生き物の保護

4-4 住民参加の都市公園の
整備・充実

重点プロジェクト

4

子どもたちに継承する 自然と歴史の保全・再生

C 山林・農地・緑地の保全 と 開発動向への対応

4-9 緑の環境を保全して育てる
条例の検討

4-5 農地・農業を活かした
まちづくりの推進

4-6 ふれあい農業と地産地消
の推進

4-7 地産地消のための商業の
活発化

4-11 環境に配慮した事業・生活
や循環型社会の推進

3-11 円明寺が丘団地等の建替え等
の支援策の検討

3-12 広域交通網整備に対応する
良好な市街地の形成

3-13 市街化区域内農地の保全
・活用

3-14 大山崎JCT・IC周辺の
拠点形成

3-15 企業の工業系用途地域への
立地誘導

3-1～3-7 広域幹線道路整備に伴う
国・府・関係諸機関への主要要望

広域交通網の整備

少子高齢化の進行

重点プロジェクト

2

子どもも高齢者も安心して暮らせるまちづくり

2-2 児童の健全育成

- ① 地域がつながる子育て支援の輪づくり
- ② 子育ての「安心」相談体制の整備
- ③ 子育て支援センター「ゆめほっぺ」の充実
- ④ 児童虐待の防止
- ⑥ その他の子育て支援施策（おおやまご“きっず”いきいきプラン）の推進
- ⑤ 児童の健全育成への高齢者の参加

子育て支援への高齢者の参加

2-1 乳幼児の保育の充実

- ① 多様な保育サービスと保育内容の拡充
- ② 地域との連携の強化
- ④ 自然環境を生かした保育の充実
- ⑤ 保育所運営の適正化
- ③ 保育への高齢者の参加

2-5 子どもたちの通学等安全対策

2-3 保幼小連携、小中連携の推進

2-4 ゆたかな自然を生かした体験学習や親子活動等の支援

2-8 生涯学習指導者の発掘と活用及び学社融合の推進

生涯学習と連携した共助への参加の拡大

2-6 ボランティア体験学習の活発化

2-7 生涯学習のテーマや講師等の提案事業の創設

2-9 高齢者等の地域社会への参加の促進

A 共助のしくみづくりとその活発化

2-11 自主防犯・自主防災の支援

2-10 新しい共助のしくみづくりの検討

2-12 地域福祉のまちづくりの推進

2-13 地域ケア体制の拡充

2-14 高齢者の健康づくり、介護予防の推進

2-15 介護保険制度の着実な実施

重点プロジェクト

1

町民と行政の協働のしくみづくり

1-1 町行政組織の変革と再生

1-2 広報・広聴機能の充実

1-3 行政の情報公開の推進

1-4 町民の計画・施策立案への参加機会の拡大

1-5 協働自治センター（仮称）開設の検討

1-6 コミュニティの共助の活発化

1-7 新しい共助のしくみづくりの検討

1-8 企業、団体、NPO等との協働のまちづくり

1-9 まちづくりに係る数値の広報による協働の促進

重点プロジェクト

3

広域交通網整備に対応する生活基盤づくり

B コミュニティの保全と交通弱者に配慮した交通環境づくり

3-8 広域交通網整備に対応した道路交通体系の構築

3-10 大山崎町バリアフリー基本構想の推進

3-9 バス会社との連携によるバス交通の利便性の向上の検討と高齢者等にやさしい交通手段の確保

2-18 大山崎町バリアフリー基本構想の推進

2-17 高齢者等にやさしい交通体系・交通手段の確保

2-16 高齢者に配慮したまちづくりの推進

多様な主体の参加・協働 によるまちづくり

施策展開の基本テーマ

(1) 町民参加・協働のしくみづくり

多様化し、増大する地域の課題に対応するには、町民と行政が対等な関係で、それぞれが自助・共助・公助の役割を分担し、地域の担い手として主体的に取り組む必要があります。このための町民参加・協働のしくみづくりを課題とします。

(2) 町民に開かれた行政

町民と行政の協働のまちづくりには、情報公開や広報・広聴機能の充実を図ることが大切です。町民に開かれた行政により、ふれあいと信頼を築くことを課題とします。

(3) 行政組織の変革と再生

組織・機構のスリム化・効率化や人事制度の継続的見直し、及び地域に直に関わりながら、状況に応じて施策を進めるプロジェクトの推進力の強化等を課題とします。

第1節 コミュニティとまちづくり活動

◆現況と課題

- 本町では比較的良好なコミュニティが形成されていますが、少子・高齢化、小規模世帯化が進行しており、これに伴う課題に対応する地域コミュニティの活性化が必要とされています。近年、町内会・自治会の衰退傾向が指摘されており、加入率がかなり低いエリアもあるため、この活発化を支援する必要があります。
- これと同時に、これまでは行政課題として取り組まれることが多かった高齢者福祉、子育て、防犯、防災、環境、まちづくりなどについて、住民が課題の解決を担おうとする動きが起こりつつあります。これは、地域コミュニティが課題を担うことが、解決に対して有効だということから、住民が主体的に参加するしくみをつくり、持続可能な安心なまちづくりをめざす動きです。
- 「住民アンケート」によると、まちづくり活動への関心は飛躍的に高くなり、9割を超える人が「まちづくり活動に参加・協力すべきことがある」と回答し、7割を超える人が「参加・協力できることがある」と回答しています。回答が多いのは、「町内会・自治会での防犯・防災対策」「ひとり暮らし高齢者の見守り等」「健康づくりや介護予防」「地域の伝統行事や歴史の保全・継承」「住居周辺や側溝などの清掃」「環境に配慮した暮らし方」「町内商店利用による地域活性化」など多様な活動となっています。

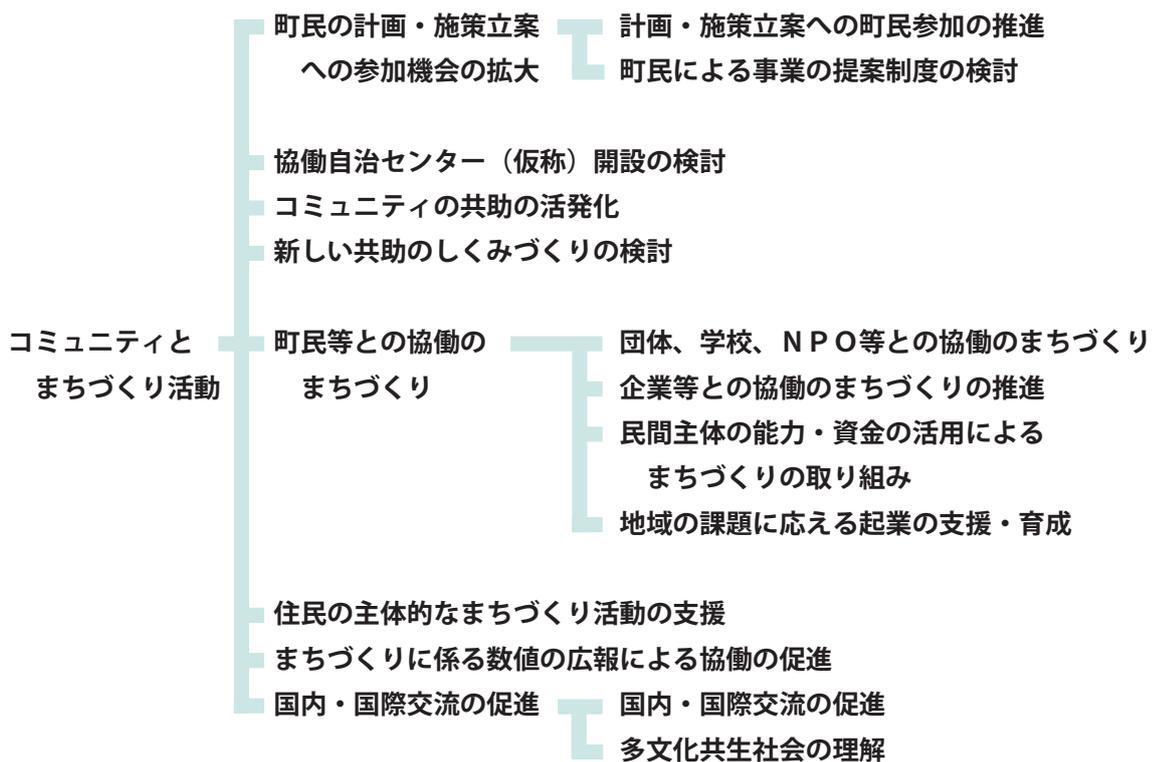
地震等自然災害や犯罪に対する不安が高まっているため、地域の人々が協力して自主防災力・防犯力を強化することが重要であり、このためにも町内会・自治会の再生や共助のしくみづくりを図る必要があります。

また、有償ボランティアについても検討しながら、身近な活動を通してできるだけ多くの人々が主体的に積極的に参加できるしくみを工夫する必要があります。
- 住民の自治活動は、各地区ごとの集会施設を中心として進められており、最寄りの集会施設がない地区は、集会場所を確保する必要があります。
- さらに、町内会・自治会活動のより広がりのある展開に向けて交流を促進し、連携を進める必要があります。
- 多様化し増大する町民ニーズに対して、町が自立し、持続可能なまちを創造していくには、「公」のあり方を見直し、町民と行政との適切な役割分担を行い、役割の担い方についても再構築する必要があります。
- 本町の住民は都市への通勤者が多く、団塊の世代など退職後に地域で新しい仲間づくりを必要とする人々も多いため、生涯学習の施策とも連携しながら、高齢者の活力やゆたかな知恵と能力を活かして、共助活動、まちづくり活動の活発化を図ることが課題だと考えられます。
- 本町では、町内会・自治会などの地域団体に加え、ボランティアグループ、NPO、企業など多様な主体が、公共的分野で協働する活動が育ってきています。これらの団体・グループ等と行政は、情報の共有にとどまらず、互いに信頼関係を築き、対等な主体として協力・連携しながら、双方に公共の益を生む活動を進める必要があります。

- 企業については、それぞれの経営目的とともに、地域社会の一員としての社会貢献・社会責任を主軸とした環境CSR（環境保全に貢献する企業経営のあり方）への取り組みが求められています。こうした取り組みを通して企業とも一層の連携を図りながら、協働のまちづくりを進める必要があります。
- 近年、地域コミュニティに貢献する起業が増大する傾向にあり、多様な分野でのそうした起業支援もまちづくりの課題と考えられます。
- 国の「スポーツ拠点事業」により定着した「フェンシングのまち大山崎」を、交流の活発化や町の活性化に役立てることが課題です。
- 少子高齢化や人口の減少に対して、専門的・技術的分野における外国人労働者の受け入れが進んでいるため、まちづくりと関連して多文化共生社会^{*}に理解を深める必要が高まっています。

多文化共生社会
国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていくための社会です。

◆ 施策の体系



◆ 計画対応

ワークショップ

まちづくりにおけるワークショップとは、地域の問題や課題について、参加者が共同で作業しながら多種多様な考えを話し合っ、その対応策や解決策についての合意を形成していく一連の活動のことです。

パブリック・コメント制度

行政が事前に案を提示し、広く町民等から意見や情報等を公募する制度です。

1 町民の計画・施策立案への参加機会の拡大

① 計画・施策立案への町民参加の推進

- 各種の計画に先立って、アンケート調査やワークショップ^{*}等の調査・研究の充実を図ります。
- パブリックコメント制度を活用し、町民の意見を計画に反映するよう努めます。
- 各種審議会等への住民参画機会を拡充します。
- 住民との懇談会等対話の機会を増やします。

② 町民による事業の提案制度の検討

- 町民による事業の提案制度を検討します。

2 協働自治センター（仮称）開設の検討

- NPO、ボランティアグループ、町内会・自治会、まちづくりの人材などの活動や交流を支援し、町民と行政とのコミュニケーションを促進するための協働自治センター（仮称）の開設を検討します。

3 コミュニティの共助の活発化

- 町内会・自治会の自主防災計画づくりを支援します。
- 町内会・自治会の自主防犯計画づくりを支援します。
- 支援を必要とする高齢者や障害者を、町内会・自治会、ボランティアグループ等で支えていく地域ネットワークづくりを支援します。
- 各町内会・自治会の連携を促進します。
- コミュニティのその他の共助を支援します。
- 住民による地域の課題解決等のための活動や自主的・創造的イベント等を支援します。
- 気軽に集える集会場所について、既存施設や高架下スペース等の有効利用を含めて検討します。

4 新しい共助のしくみづくりの検討

- 高齢者の増加に対応し、団塊世代をはじめとする多くの人々が地域社会で役割をもち、互いに生活を支え合うことができるよう、ボランティア・ポイント制度や地域貨幣等、新しい共助のしくみづくりを検討します。

5 町民等との協働のまちづくり

① 団体、学校、NPO等との協働のまちづくり

- まちづくり活動に関係する団体・NPO等の支援に努めます。
- まちづくり活動に関係する団体・NPO・グループ、小中学校、大学等と行政が役割を分担しながら、協働のまちづくり活動を進めます。

② 企業等との協働のまちづくりの推進

- 企業等による「地域に開かれた企業」としての活動、環境を保全する活動、まちづくりNPOを支援する活動、まちづくりのためのボランティア活動など、協働のまちづくりを促します。

③ 民間主体の能力・資金の活用によるまちづくりの取り組み

－行政運営に民間活力や指定管理者制度[※]の導入などを図り、民間主体と連携しながら、その能力・資金を活用したまちづくりに取り組みます。

④ 地域の課題に応える起業の支援・育成

－地域の課題に応えるNPO等の起業の支援・育成を図ります。

6 住民の主体的なまちづくり活動の支援

- －生涯学習の施策と連携し、住民が地域の課題について学習し、自分たちの生活課題として取り組むまちづくり運動を支援・育成します。
- －歴史・文化を活用した交流の活発化について検討します。
- －まちづくりのための創造的イベントを支援します。

7 まちづくりに係る数値の広報による協働の促進

- －住民の協働により地域の公益が増す、まちづくりに係る数値を広報し、より多くの参加・協力につなげます。
(たとえば、町内会・自治会加入率、自主防災計画作成数、自主防犯計画作成数、健康づくりと介護予防に係る数値、リサイクル・リデュース・リユース活動に係る数値、省エネ・節電に係る数値、公共交通利用に係る数値、ボランティア活動参加に係る数値など)

8 国内・国際交流の促進

① 国内・国際交流の促進

- －「フェンシングのまち大山崎」としての交流を進めます。
- －民間団体、グループによる交流を支援します。
- －青少年のグローバルな視野の育成や国際感覚の醸成に向けて、各種交流事業の充実に努めます。

② 多文化共生社会の理解

- －外国人も同じ地域の住民として互いに認め合い、共に協力して地域づくりをしていく多文化共生社会の理解を図ります。

指定管理者制度

平成15年の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理について、従来、公共的団体への「委託」に限定されていたものを、対象を民間事業者まで広げ、住民サービスの向上及び行政コストの縮減等を図るよう、地方自治体が指定する法人その他の団体に、その「管理の代行」を行なわせることができる制度。



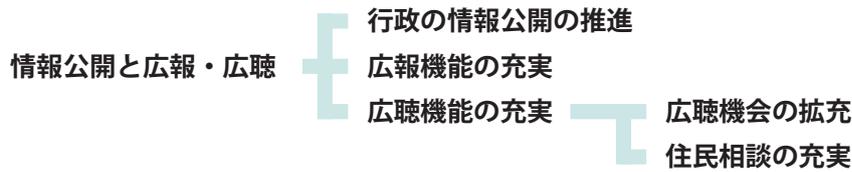
第2節 情報公開と広報・広聴

◆ 現況と課題

- 町民と行政が協働でまちづくりに取り組むため、日頃から町民の意見や要望を広く聴き、行政の施策や事業を広く伝え、意思疎通を十分に行っていくことが大切です。
このため、町民に開かれた透明性のある行政に向けて、個人情報の適切な取り扱いのもとに町の保有する情報の公開を進める必要があります。
- 広報については、広報「おおやまざき」の発行、各公共施設における情報コーナーの設置、広報板の活用、インターネットを利用した町ホームページの公開等を行っています。
今後、さらにインターネットの普及に合わせて提供者側と利用者側の双方向性を利用した広報の展開を図ることや、コンピュータの活用に伴う情報格差が生じないようにすることを課題としています。
また、それぞれの情報媒体は、多様な利用者に配慮してバリアフリー化やユニバーサルデザインを進める必要があります。
- 本町では、行政施策に対する町民の関心と理解を深めるため、町の仕事の内容を職員が説明する「出前講座」を平成18年度からスタートし、年間十数件の実施となっています。
- 広聴については、町内会・自治会、各種団体との懇談、電子メールによる意見収集、庁舎ロビーの提案箱等により町民ニーズの把握に努めています。また、平成19年度からは、「タウンミーティング」を実施するとともに、地域での住民説明会なども積極的に行っており、今後も広聴機会の充実を図る必要があります。



◆ 施策の体系



◆ 計画対応

1 行政の情報公開の推進

- 情報公開のより充実した体制づくりに努めます。
- 適正な情報の保存・管理に努めるとともに、個人情報の適切な取り扱いのもとに、町民に開かれた町政に向けて、積極的な情報公開を図ります。

2 広報機能の充実

- 広報「おおやまざき」の編集体制の強化と内容の充実に努めます。
- 町民が必要とする行政情報について、各公共施設等の情報コーナーの充実、一般マスコミの利用、ホームページの充実等により、誰もが容易に得られるように努めます。
- 各公共施設でホームページにアクセスできるパソコンの設置を検討します。
- インターネットの双方向性を利用した広報の展開を図ります。
- 情報発信力の強化に取り組むとともに、地域個性ゆたかな情報の継続的発信により本町の個性の確立を図ります。
- 広報用各情報媒体のバリアフリー化やユニバーサルデザインに努めます。
- 「出前講座」の充実を図ります。

3 広聴機能の充実

① 広聴機会の拡充

- 町民の身近な要望や町政に対する意見を聴くための多様な場を設けていきます。また、ホームページの活用等による多様な方法を検討します。

② 住民相談の充実

- 誰もが気軽に相談できるよう、相談内容や時間等を充実していきます。

第3節 行財政運営

1. 行政運営

◆ 現況と課題

- 平成21年の政権交代以後進められている「地域主権」の確立は、明治以来の中央集権からの脱却で、わが国のあり方を大きく転換する改革です。国と地方自治体の関係を、対等な立場で対話する新たなパートナーシップの関係へと根本的に転換するもので、地域のことは地域の町民が責任をもって決め、地域社会をつくっていかなくてはなりません。

本町では、それまでの集中改革プランを見直し、平成21年2月に大山崎町「ハート」再生計画として、行政と住民の新たな役割分担による、将来にわたって持続可能な行政運営の計画として策定しています。この計画を進めるとともに、随時見直していく必要があります。

- この計画に掲げた理念を実現するためには、行政だけでなく、地域を構成するさまざまな組織や人が地域の担い手として力を合わせ、総力を結集する必要があります。しかしながら、現状の町行政組織は、急激な縮減によって厳しい状況にあり、まず、行政組織の変革・再生が必要で、少人数でも柔軟に対応できる体制づくりが最優先の課題となっています。

また今後も、簡素で効率的な組織体制を構築し、行財政規模に見合う組織にするよう組織・機構の見直しを進める必要があります。

- 地域社会において多様化した多くの公共的な業務や課題は、「公共イコール行政」という考え方の定着により、行政の一方的な負担増を招いています。そこで、「公共」を「公」と「共」に分け、本来的な「公」のあり方を明らかにし、行政と町民の役割分担を見直しながら協働のまちづくりに取り組む必要があります。

- 町民との対話を通じ、各分野での課題の見直しを徹底しながら、事務事業の抜本的見直しを行い、スクラップ・アンド・ビルド^{*}の徹底を図り、経営資源を必要な分野に重点的に配分していく必要があります。

スクラップ・アンド・ビルド

組織・事業の肥大化を防ぐため、部・室（課）それぞれのレベルにおける組織・事業単位数を増やさないと前提とする基本原則。組織・事業を新・増設する場合には、既存の組織・事業全体を見直し、それに相当するだけの既存組織・事業等を廃止するものとし

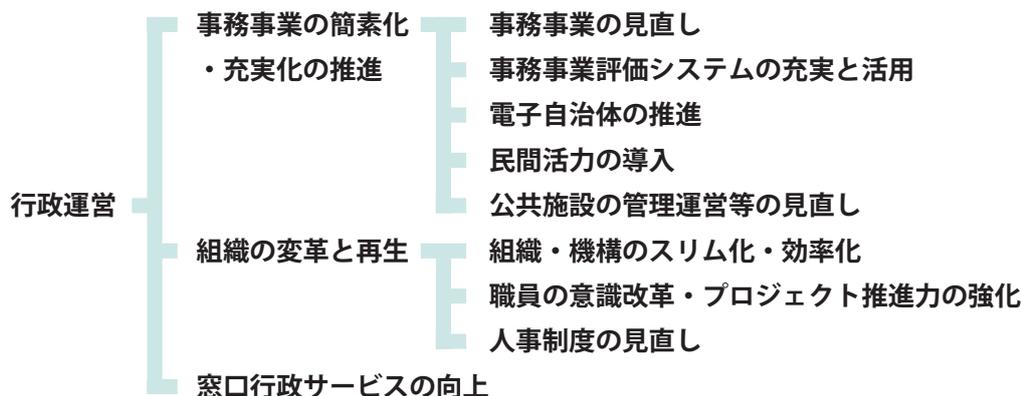
- また、事務の効率化と軽減を図るため、民間委託の活用による行政運営の効率化や町民サービスの向上を図ることも積極的に検討する必要があります。

- 厳しい財政状況のもとに、新しい地方自治の時代を切り開くため、町民の福祉の向上に向けて、サービス精神と経営感覚の重視を必要とするとともに、自ら企画・立案し、責任をもって判断する領域が拡大するため、既存の枠組みにとらわれない柔軟な姿勢やリーダーシップ、職員一人ひとりの意識改革等が欠かせません。

- 行政サービスの一層の向上と効率化を図るため各種事務事業にIT（情報技術）を活用し、情報化を進めています。これに伴い、各種新システムごとの知識・運用・操作方法の習得やセキュリティシステム構築への対応が課題となっています。

これとともに、窓口行政サービスの利便性の向上を進めることを課題としています。

◆ 施策の体系



◆ 計画対応

1 事務事業の簡素化・充実化の推進

－時代の要請を的確に把握し、行政の担うべき「公」の役割を見極め、施策、事務事業、施設の管理運営などを見直しを徹底していきます。

① 事務事業の見直し

－事務事業についてスクラップ・アンド・ビルドの徹底を図りながら、抜本の見直しを進めます。

② 事務事業評価システム^{*}の充実と活用

－事業の成果が分かる目標を設定し、事務事業評価システムを活用します。

③ 電子自治体の推進

－電子自治体に向けて、行政内部及び地域の情報化を計画的に推進します。

④ 民間活力の導入

－行政運営の効率化、町民サービスの向上等を図るため、官と民の役割分担を明確にし、PFIの導入、民間委託や民間との協働など民間活力の導入を図ります。

⑤ 公共施設の管理運営等の見直し

－既存施設のあり方を見直しを進め、利用度の低い施設の有効利用を図るとともに、「指定管理者制度」の導入等を図ります。

事務事業評価システム
目的と手段を明確にし、成果指標等を用いて有効性又は効率性を検証する手法をいいます。

2 組織の変革と再生

① 組織・機構のスリム化・効率化

－社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や町民の多様なニーズに応じたより高度な行政サービスを効率的に提供できる簡素な組織・機構を構築するように継続的見直しを進めます。

－企画・調査・研究活動やプロジェクト推進体制の充実等、企画・調整機能の強化を図ります。

－各種審議会等の整理・合理化を進めます。

② 職員の意識改革・プロジェクト推進力の強化

－大山崎町人材育成基本方針にもとづき、職場の体制・環境を整備します。

－職員の地域でのまちづくり活動等への参加を促し、地域の課題を政策形成に活かせる人材を育成します。

－横断的プロジェクトチームによる施策立案への取り組みを促進します。

－職員の自己啓発を支援し、適材適所の人材登用、意欲・知識・技能を活かす職場風土づくり、職員提案制度の活用、自主研究グループの育成等を積極的に進めます。

- 職員研修の内容や機会の拡充等を図り、多面的能力を有する職員や高い技術・知識など専門性を有する職員の育成と、その技術・知識の継承を図ります。
- 質の高い行政サービスが提供できる人材育成を図ります。

③ 人事制度の見直し

- 定員管理について、大山崎町定員適正化計画を見直し、スクラップ・アンド・ビルドを基本にして定員縮減を行い、適正化を図ります。
- 適切な評価にもとづく能力本位の任用と給与処遇など、新たな人事管理システムを検討します。

3 窓口行政サービスの向上

- 窓口のワンストップサービスの拡充を図ります。
- 公共施設予約及び各種申請・届出をオンラインでできるシステムを構築します。
- 住民票等の自動交付や町民コールセンター等による利便性向上を図ります。

2. 財政運営

◆ 現況と課題

- 本町の財政状況は、京都第二外環状道路と大山崎 JCT・IC 建設に伴う企業の転出等による町税減収、地方交付税の削減、世界規模の深刻な不況などにより、危機的な財源不足の状態が続きました。平成 19 年度からは、所得税から住民税への税源移譲が行われていますが、歳出構造が依然として硬直化しているため、困難な財政運営を強いられています。

これまで「大山崎町自主再建計画」「大山崎町行財政集中改革プラン」等に取り組み、財政調整基金等の取り崩しによって財源不足に対応してきたため、その残高がきわめて小額となっている中で、歳出の抑制を図っています。

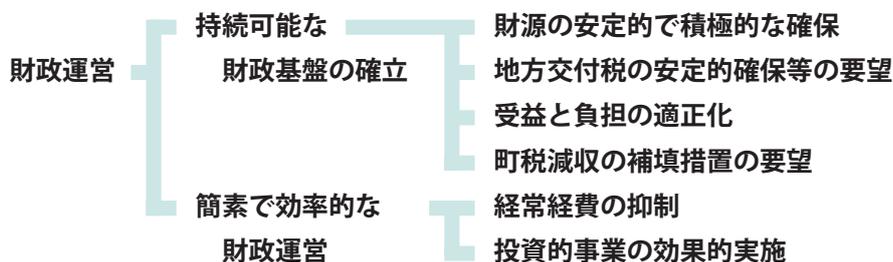
さらに、町人口の高齢化が進み、経済の低迷と平均所得の減少傾向が続くことに伴う町税の減少も想定されます。

- こうした財政状況に対応するため、歳入に見合った歳出への構造転換を図り、行財政の抜本的な体質改善に取り組み、今後の経済動向を十分にふまえて、財政の長期的展望のもとに施策の選択や財源の重点的かつ効率的配分に徹し、町民ニーズに応えられる弾力的な財政の確立を図る必要があります。

また、町財産の有効活用による自主財源の確保、使用料・手数料等の受益者負担の適正化、分担金の見直し、税率の見直し、さらには公共施設の整備や改修、諸施策の推進にあたっては、国・府の補助制度を積極的に活用し、依存財源の確保に努める必要があります。

- 町税業務については、府と府内市町村による税務共同化組織「京都地方税機構」が、滞納整理事務と地方税法の税額を共同で算出するために必要な電算システムに関する事務処理について、平成 22 年 1 月から順次行い、滞納事務窓口の一元化、コンビニ納税などの導入が図られています。これに伴い、徴税コストの削減と増収効果が期待できます。
- 国等に対しては、地方交付税の安定的確保と財源保障機能、財源調整機能を堅持すること等を要望する必要があります。

◆ 施策の体系



◆ 計画対応

1 持続可能な財政基盤の確立

① 財源の安定的で積極的な確保

- 地域経済の活性化を図り、企業の育成をはじめ各種財源を見直し、新しい財源についても検討します。
- 町の未利用資産の売払い等を進めます。
- 課税客体の適正な把握と公正な賦課を図り、自主納付の促進と京都地方税機構との連携により、徴収率の向上に努めます。
- 公共施設の整備や改修、諸施策の推進にあたっては、国・府等の補助制度の積極的な活用を図る等、依存財源の確保に努めるとともに、地方債等の適正な活用を図ります。

② 地方交付税の安定的確保等の要望

- 国等に地方交付税の安定的確保と財源保障機能、財源調整機能の堅持を要望します。

③ 受益と負担の適正化

- 受益者の適正な負担を明確にし、負担の公平性を図るとともに、税負担で対応している行政サービスの負担のあり方も幅広く検討し、財源の確保を図ります。

④ 町税減収の補填措置の要望

- 高規格幹線道路整備に伴う町税減収の補填措置を、関係機関に要望します。

2 簡素で効率的な財政運営

① 経常経費の抑制

- 職員数や給与水準の適正化を図り、人件費の抑制を図ります。
- 事務事業や公共施設の管理運営等の見直しにより、町民サービスの向上と行政コスト^{*}の縮減を進めます。

② 投資的事業の効果的实施

- 普通建設事業については、町民の要望を的確に把握し、緊急性、優先性、そして将来の負担などを十分に考慮しながら、最小の経費で最大の効果を得るよう検討し、重点的な予算配分を行い、効率的な財政運営を進めます。

行政コスト

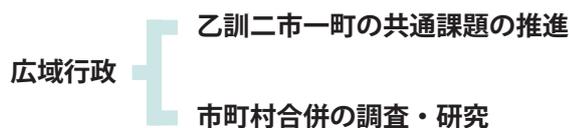
企業会計の費用に相当するもので、地方公共団体が行政サービスの提供のために要したコストを表します。ただし、企業会計のように営業費用、営業外費用などの分類ではなく、前述のとおりその性質により「人にかかるコスト」「物にかかるコスト」「移転支的コスト」及び「その他コスト」の4つに分類されます。

第4節 広域行政

◆ 現況と課題

- 本町を含めた京都南部に位置する10市町で構成していた「京都南部都市広域行政圏推進協議会」は、昭和54年に設立され、構成市町の共通課題に対し、広域的視点に立った総合的な地域振興・整備を図る広域行政を推進してきたが、国の広域行政施策の方向転換等を踏まえ、平成22年3月をもって廃止となりました。以後は、地域ごとの総合計画を調整するなど、企画部門を中心とした連絡会議を持ち、新たな広域連携を構築しています。
- 本町は、隣接する長岡京市と向日市とで、乙訓環境衛生組合、乙訓福祉施設事務組合及び乙訓消防組合の3つの一部事務組合を設置し、事務の共同処理を行っています。引きつづき行政事務の効率化を図るため、今後も乙訓二市一町が抱える共通課題について、共同・協力してその解決に取り組んでいく必要があります。
- また、本格的な地方分権時代を迎え、地方の自己決定と自己責任が要請される中、少子高齢化問題、環境問題、情報化政策などの新たな課題に的確に対応しながら行政サービスを維持向上させるため、行財政基盤の充実強化が求められており、これらの問題を解決し、住みよい地域社会を形成していくには、市町村合併も有効な手段のひとつと考え、現在、乙訓二市一町では、今後の行財政のあり方を検討する「京都南部地域行政改革推進会議乙訓地域分科会」を構成しています。市町村合併について、調査・研究を行い、各種関連情報を町民に提供するとともに、今後も議会や町民を含め幅広く議論していく必要があります。

◆ 施策の体系



◆ 計画対応

1 乙訓二市一町の共通課題の推進

- 乙訓環境衛生組合、乙訓福祉施設事務組合及び乙訓消防組合による共同処理・共同事業の促進、水道事業の広域化、乙訓共同火葬場の建設、福祉施策の充実等乙訓二市一町の共通課題に継続して取り組むとともに、その他の共通課題の広域化・共同化についても検討します。
- 防災対策として防災ネットワークの充実に取り組みます。
- 京都第二外環状道路整備と、これに伴う「歴史街道」をテーマとした一体的な地域整備、乙訓のイメージづくりと広域観光の振興等にも取り組みます。

－生活圏の拡大に伴う住民ニーズに対応する広域的サービスについて、その円滑な提供を図ります。

2 市町村合併の調査・研究

－市町村合併に関する調査・研究を進めるとともに、行政、議会及び町民による議論を促進します。